

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第5号

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第33条の2」を「第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。